

日本観光ホスピタリティ教育学会機関誌 編集規定

1. 発行

『観光ホスピタリティ教育(Annals of Tourism and Hospitality Education)』(以下「本誌」)は、日本観光ホスピタリティ教育学会(以下「本学会」)の機関誌であり、年に1回刊行する。

2. 機関誌発行の目的

本誌は、観光・ホスピタリティ分野における教育活動について、その教育実践上並びに学術的価値の高い研究成果を蓄積していくことを目的とする。

3. 機関誌の体裁

- ・ 機関誌の大きさはB5とする。
- ・ 1ページあたり1段組40字×40行(1600字)とする。

4. 原稿掲載分野

本誌では、原則として、観光・ホスピタリティ関係の教育活動における以下の領域に関する原稿を掲載する。

- ・ 観光・ホスピタリティ教育の新たな方向性
- ・ カリキュラム編成
- ・ 教育方法の開発(情報技術の活用を含む)
- ・ 産・官・学の連携
- ・ 学生の評価方法
- ・ インターンシップ
- ・ 学生のキャリア支援
- ・ 特色ある教育実践
- ・ 教育に反映させるべき観光・ホスピタリティ関係の動向
- ・ その他観光ホスピタリティ教育活動に関連する取り組み

5. 原稿区分

- ・ 本誌の掲載原稿は、学会員の投稿による「投稿原稿」と編集委員会が執筆を依頼する「依頼原稿」からなる。
- ・ 本誌には、「招待論文」、「論文」、「研究ノート」、「教育実践報告」、「書評・書評論文」、「フォーラム」、「全国大会報告」、「特別会員の動向」、「学会通信」の各欄を設ける。
- ・ 編集委員会は、必要に応じて、前項に定めない区分の原稿を、特定の執筆者に依頼できるものとする。

6. 各原稿区分の説明(期待する内容、分量、執筆者の選定)

上記5にて規定する各欄について、次のように定める。

① 招待論文

- ・ 国内外の著名研究者による論説。
- ・ 「依頼原稿」。
- ・ 刷り上がりで15ページを目処。

② 論文・研究ノート

- ・ 観光、ホスピタリティ、教育に関する理論的または実証的な研究。

- ・ 「(原則として) 投稿原稿」.
 - ・ 論文…12,000 字以上 20,000 字以内 (刷り上がりで 18 ページ以内を目処).
 - ・ 研究ノート…6,000 字以上 12,000 字以内 (刷り上がりで 10 ページ以内を目処)
- ③ 教育実践報告
- ・ 観光・ホスピタリティに関係したすぐれた教育改善実践の具体的報告.
 - ・ 具体的な取組みの目的および内容, 教育結果への考察, 今後解決すべき問題点について, 明快に書かれていることを要する.
 - ・ 「(原則として) 投稿原稿」.
 - ・ 6,000 字以上 12,000 字以内 (刷り上がりで 10 ページ以内を目処).
- ④ 書評・書評論文
- ・ 書評…原則として 1 年以内に公刊された観光学および隣接科学の単一の著編著を取り上げた批評. 2,000 字以上 5,000 字以内(刷り上がりで 4 ページ以内を目処).
 - ・ 書評論文…観光学および隣接科学に関連する複数の著編著を取り上げて総合的に批評する論文. 8,000 字以内.
 - ・ 「依頼原稿」(書評にとりあげる図書および評者は編集委員会が決定).
 - ・ 書評で紹介された図書の原著者は, 本誌にて応答および反論を行うことができるものとする (ただし分量は 4,000 字以内とし, 掲載号の次号以降に収録).
- ⑤ フォーラム
- ・ 「論文」「研究ノート」「書評・書評論文」に該当しないが, 会員が共有すべき観光・ホスピタリティ教育に関する動向や有用な資料を掲載. 「グループ研究助成制度」による報告も含める.
 - ・ 「依頼原稿」(編集委員会による点検を行う)
 - ・ 書式・分量等は編集委員会が執筆者に指示をする.
- ⑥ 全国大会報告
- ・ 本学会全国大会の開催報告, 基調講演・シンポジウムの概要などの掲載.
 - ・ 「依頼原稿」(テープ起こししたものをもとに編集委員会が作成. 講演者・モデレーター, パネリストが校閲を行う).
- ⑦ 特別会員の動向
- ・ 本学会特別会員の企業・団体の最近 1 年間の取り組みの紹介. 本学会会員の関心に沿うことが望ましい.
 - ・ 「依頼原稿」
 - ・ 刷り上がりで 1 ページ程度を目処.
- ⑧ 学会通信
- ・ 本学会の諸々の動きなど (ニューズレターと重複あり).
 - ・ 「依頼原稿」(編集委員会が執筆する場合もあり).

7. 投稿

本誌に論文を投稿しようとする会員は, 所定の投稿規定に従い, 本学会本部事務局に原稿を送付する.

8. 審査

投稿原稿については, 審査規定に従い, 審査を行う. 審査については, 公平を期するために, 各論文の執筆者を伏せたまま, 一原稿につき 2 名が査読する.

9. 原稿掲載の決定

原稿の掲載は、編集委員会の審議を経て決定する。

10. 著作権

- ・ 『観光ホスピタリティ教育』に掲載された原稿の著作権（財産権）は、日本観光ホスピタリティ教育学会に属するものとする。ただし、著作者人格権については、著作者に帰属するものとする。
- ・ 投稿原稿については、「投稿申込書」を編集委員会に提出する際に、投稿者（共著の場合は全員）から日本観光ホスピタリティ教育学会への著作権（財産権）の譲渡の手続を行うものとする。依頼原稿については、編集委員会が執筆者に原稿執筆の承諾を得る際に書面にて日本観光ホスピタリティ教育学会への著作権（財産権）の譲渡の手続を行うものとする。
- ・ 日本観光ホスピタリティ教育学会は、『観光ホスピタリティ教育』に掲載された著作物および書誌情報を、学会または学会が委託する機関による情報媒体（電子媒体を含む）を通じて公表することができる。また、学会は、著作物を翻訳したり、翻案した抄録などを作成することができるものとする。
- ・ 執筆者は、『観光ホスピタリティ教育』に掲載された論文等の全文または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会はこれを妨げない。ただし、出典（会誌名、掲載年・巻号・ページ）を明示しなくてはならない。
- ・ 執筆者が掲載された論文等の全文を複製の形で他の著作物に利用したり、出版したりする場合は、事前に本学会へ文書で申し出てその承諾を得なければならない。

11. 著者校正

執筆者による校正は、初校までとする。

(付則) この規定は、2002年4月24日から施行する。

(付則2) この規定は、2005年1月22日から施行する。

(付則3) この規定は、2005年3月12日に一部改訂し、施行する。

(付則4) この規定は、2006年2月4日に一部改訂し、施行する。

(付則5) この規定は、2006年3月11日に一部改訂し、施行する。

(付則6) この規定は、2008年11月8日に一部改訂し、施行する。

(付則7) この規定は、2014年11月22日に一部改訂し、施行する。

(付則8) この規定は、2021年3月6日に一部改訂し、施行する。

この規定の変更は、日本観光ホスピタリティ教育学会理事会の議を経ることを要する。